令和6年度国民健康保険料について(下半期改定)

※ 令和6年10月保険料(11月控除分)から適用となります。

	月額保険料
甲種組合員(管理)	33,900円
	(39,600円)
甲種組合員(勤務)	28,900円
	(34,600円)
後期高齢組合員	200円
甲種組合員の家族	14,100円
	(19,800円)
乙種組合員第1	23,400円(29,100円)
乙種組合員第2	20,600円 (26,300円)
乙種組合員の家族	14,100円
	(19,800円)
	減額①・・・23,500円
★減額申請により適用	(29, 200円)
甲種組合員(管理のみ)	減額②・・・26,900円
	(32,600円)
介護保険料	5,700円

- ※ ()内の金額は、介護保険第2号被保険者の保険料です。
 - * 介護保険第2号被保険者・・・40歳誕生日の前日から65歳誕生日の前々日まで。

※ 保険料減額申請について

減額①・・・前年分の総収入が600万円以下で、総所得が300万円以下

減額②・・・前年分の総収入が600万円を超え1,100万円以下で、総所得が300万円以下

* 保険料減額は、申請月からの適用となり、遡ることはできません。